附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、令和五年三月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この府令による改正後の別表第一の規定は、この府令の施行の日以後に開始される火薬類の運搬（同日前にした火薬類取締法第十九条第一項の規定による届出に係るものを除く。）について適用し、同日前に開始される火薬類の運搬及び同日前にした同項の規定による届出に係る火薬類の運搬で同日以後に開始されるものについては、なお従前の例による。

２　この府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

３　旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別表第一（第十条関係）

区分			数量
火薬			薬量　200キログラム
爆薬		硝安油剤爆薬・含水爆薬	薬量　120キログラム
		上記以外の爆薬	薬量　100キログラム
火工品	工業雷管・電気雷管・信号雷管		4万個
	導火管付き雷管		1万個
	銃用雷管		40万個
	捕鯨用信管・捕鯨用火管		12万個
	実包	1個当たりの装薬量0.5グラム以下のもの	40万個
	空包	1個当たりの装薬量0.5グラムを超えるもの	20万個
	導爆線		6キロメートル
	制御発破用コード		1.2キロメートル
	爆発せん孔器		2,000個
	コンクリート破砕器		2万個
	煙火	玩具煙火（クラッカーボールを除く。）	薬量　2トン
		クラッカーボール・引き玉	薬量　200キログラム
		上記以外の煙火	薬量　600キログラム
	上記以外の火工品		薬量　100キログラム

備考

本表で定める区分の異なる火薬類を同時に運搬する場合の数量は、各区分ごとの火薬類の運搬しようとする数量をそれぞれ当該区分に定める数量で除し、それらの商を加えた和が１となる数量とする。

別表第一（第十条関係）

区分			数量
火薬			薬量　200キログラム
爆薬			薬量　100キログラム
火工品	工業雷管・電気雷管・信号雷管		4万個
	導火管付き雷管		1万個
	銃用雷管		40万個
	捕鯨用信管・捕鯨用火管		12万個
	実包	1個当たりの装薬量0.5グラム以下のもの	40万個
	空包	1個当たりの装薬量0.5グラムを超えるもの	20万個
	導爆線		6キロメートル
	制御発破用コード		1.2キロメートル
	爆発せん孔器		2,000個
	コンクリート破砕器		2万個
	煙火	がん具煙火（クラッカーボールを除く。）	薬量　2トン
		クラッカーボール・引き玉	薬量　200キログラム
		上記以外の煙火	薬量　600キログラム
	上記以外の火工品		薬量　100キログラム

備考

本表で定める区分の異なる火薬類を同時に運搬する場合の数量は、各区分ごとの火薬類の運搬しようとする数量をそれぞれ当該区分に定める数量で除し、それらの商を加えた和が１となる数量とする。